

○経済産業省告示第百号

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年四月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

一 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

二 経済産業大臣が定める期間

基準器検査規則第二十一条第一項で定める基準器検査証印の有効期間が令和二年四月七日から七月三十一日までの間に満了する基準器は、当該期間を六月間延長する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。